

## 「指定管理者制度の運用に関する指針」の改訂について

### 1 主な改訂内容

#### (1) SDGsの視点を基本理念の重点化として導入

区の持続可能な開発目標（SDGs）の推進は、指定管理者制度導入施設においても例外なく実現し達成すべきであることから、施設別の推進目標に関する内容について、募集要項における基本理念への記載や、サービス水準書の基本理念の重点化として具体的な評価指標及び目標値の設定、選定基準項目への追加を行う。

※令和元年度は募集要項に記載する対応としたが、改めて指針に入れ、統一的に対応する。

#### (2) 利益等の率を超過する額の還元を設けない制度の新設

利益等の率（利益率と本社経費率の合計）は、財務状況点検で算出した妥当な利益等の率を上限として、区と指定管理者との協議により決定しているが、当該利益等の率を超過した場合、指定管理者は決算時に利益等の率超過分の2分の1相当額を区に還元することとしている。

近年、指定管理者の応募団体数が少ない状況を鑑み、指定管理者の経営努力に対するインセンティブをより高めるため、指定管理料から利益等の2分の1相当額を減額させるとともに、利益率超過分は指定管理者の利益として認める方法を新設する。

※指定管理者は所管課と協議の上、従来の方と新たな方法を選択可能とする。

【現在の還元方法】

(収入)	(支出)
指定管理料	人件費
利用料金	施設維持管理費
事業収入	事業運営費
利益等 (利益率超過分 1/2)	
利益等 (利益率超過分 1/2)	⇒区に還元 ⇒指定管理者の利益

【新設する還元方法】

(収入)	(支出)
指定管理料	人件費
利益等の1/2相当額を減額	施設維持管理費
利用料金	事業運営費
事業収入	
利益等 (利益率超過分)	⇒指定管理者の利益

#### (3) 事業継続計画（BCP）における危機管理室との連携強化

指定管理施設での災害・事故等の発生時における事業継続計画（以下「BCP」）は、指定管理者に作成させており、区に提出を求めている。今後は、必要に応じて危機管理室の助言を受けながら内容を精査し、指定管理者に修正等の指示を行う。

#### (4) 目的事業の導入

指定管理者が民間ノウハウを活用し、区に代わって施設の設置条例において定める当該施設の目的を達成する観点から、次の条件を満たす場合には、その際の歳入相当分を指定管理料から差し引くことができるものとし、歳入についてはすべて指

定管理者のインセンティブ（収入）とする。

（令和2年度導入開始予定の公園（東板橋・徳丸ヶ原）施設において試行）

- ① 飲食物の提供や物販のための設備をあらかじめ備えた施設で、これらの設備の活用が、施設の設置目的等を達成するために不可欠と認められる場合、又はこれらの設備の活用が設置目的等の達成や利用者サービスの維持・向上に寄与することが期待される場合
- ② 食堂・売店等の設置・管理運営について、施設の設置目的等の達成や利用者の利便性の向上等（利用者間交流、コミュニティ醸成など）の観点から、指定管理者の業務範囲とすることが相応しい場合

## 2 必要に応じて改訂または新設する内容

### （1）参考価格を提案上限価格に変更

区が想定する金額の範囲内で応募事業者からの事業提案を促すため、募集要項で提示している参考価格を「提案上限価格」に変更し、応募事業者にとって分かりやすい表記に改める。

### （2）入札参加資格停止措置の取扱いの明確化

指定管理候補者に選定された事業者が基本協定を締結するまでの期間に、区の指名停止措置を受けた場合の取扱いを明確にする。募集要項で定めている入札参加資格停止措置を受けていないという資格要件は、募集段階から指定管理者の指定の議決が可決されるまで必要である旨を指針に入れ、統一的に対応する。

### （3）応募事業者1社時の提案上限価格に対する価格評価点の新設

公募の結果、応募事業者が1社の場合においても提案価格を精査するため、応募1社時の価格評価点の算出式を「配点×最低基準割合×（提案上限価格／提案価格）」に設定する。

※応募事業者が複数の場合は、「配点×（提案金額のうち最低価格／提案価格）」で算出

### （4）指定管理料で行う修繕・工事の1件あたりの上限金額を設定

指定管理者が行う修繕・工事の1件あたりの上限金額は、施設によって金額に差が生じている。区では、予定価格130万円を超える工事請負契約は、競争入札に付すべきものとしていることから、原則、指定管理者が行う修繕・工事の1件あたりの金額は130万円を上限とする。

### （5）個人情報の適正な管理の徹底

指定管理者に対しては、個人情報の保護に関する特記事項を遵守させ、内部規程を定めるなど、必要な措置を講じさせている。引き続き、指定管理者が保管する個人情報の廃棄、返還等に関する実施状況を毎年度の所管課モニタリングにおいて確認し、指定管理施設においても個人情報の適正な管理が図られるよう徹底していく。

### （6）その他

所要の規定整備を行う。